

[明石市労働組合連合会への回答]

年末一時金及び2025年度賃金改善等  
に関する要求について（最終回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

- 1 期末勤勉手当については、本年の人事院勧告を踏まえ、一般職にあつては、支給率を0.05月引き上げ、本年12月1日に遡及するための条例改正案を本年12月議会に提出します。

また、現行の条例・規則等に基づく期末勤勉手当は、12月10日に支給し、改正後の条例・規則等に基づく期末勤勉手当の差額分は、12月26日に支給する予定です。

(参考：現行の支給率)

期 末 手 当：	1. 2 5 0月	(再任用職員0. 7 0 0月)
勤 勉 手 当：	1. 0 5 0月	(再任用職員0. 5 0 0月)
合 計：	2. 3 0 0月	(再任用職員1. 2 0 0月)

(参考：改正後の支給率)

期 末 手 当：	1. 2 7 5月	(再任用職員0. 7 2 5月)
勤 勉 手 当：	1. 0 7 5月	(再任用職員0. 5 2 5月)
合 計：	2. 3 5 0月	(再任用職員1. 2 5 0月)

2 正規職員及び再任用職員の給料月額並びに任期付職員及び会計年度任用職員に適用する給料表について、本年の人事院勧告どおり引き上げるとともに、正規職員、再任用職員、任期付職員及び期末勤勉手当を支給する会計年度任用職員について、本年4月1日に遡及するための条例改正案を本年12月議会に提出します。

また、改正後の条例・規則等に基づく差額は、期末勤勉手当の差額とあわせ、12月26日に支給する予定です。

3 任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員については、確保困難な職種を除き、基準号給を7号給引き下げます。

なお、引下げ後においても、人事院勧告に伴う給料表の改正により、現在の給与水準を上回ることとなります。

また、来年度以降の任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員の給与改定については、人事院勧告の内容を踏まえながら、適正な水準となるよう実施していく考えですが、協議すべき事項は協議していく考えです。

4 任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員の昇給制度については、上限年数を設けていましたが、これを撤廃し、65歳到達年度まで昇給するよう制度を見直します。

また、既に上限年数に達している任期付短時間勤務職員については、令和8年1月から、在職年数に合わせた給料月額に引き上げる考えです。

5 交通用具使用者に対する通勤手当については、本年の人事院勧告どおり、自動車等の使用距離の区分に応じて引き上げ、本年4月1日に遡及して適用するとともに、現行60kmまでの区分を上限としているところ、令和8年度から、80kmまでの距離区分を新設するための条例改正案を本年12月議会に提出します。

なお、自動車駐車場等利用者への駐車料金の支給については、人事院規則等の国の取扱いが示されていないため、今後も引き続き検討していく考えであり、協議すべき事項は協議していく考えです。

6 希望退職制度については、長年にわたり培ってきた技術やノウハウを持つ職員の流出抑制を目的として、令和9年度以降、退職手当の割増加算の取扱いを廃止するための条例改正案を本年12月議会に提出します。

また、令和9年度から、同制度の対象者を勤続20年以上かつ50歳以上に改める考えです。

なお、来年度の採用試験においては、制度変更に伴う希望退職者数の増加も踏まえながら、採用予定人数を決定する考えです。

7 旅費については、国家公務員に準じた取扱いに見直すための条例改正案を本年12月議会に提出します。

なお、市長が認めた場合のみ対象となる、自家用車利用時の車賃の取扱いについては、当面の間、1kmあたり37円を維持するものとしますが、今後、近隣他市等の状況を踏まえ、見直しを行うなど協議すべき事項は協議していく考えです。

8 熱中症予防対策については、労働安全衛生法等の法令で義務付けられた安全対策や、対策に必要となる物品の備え付けの徹底等、安全衛生委員会から全庁的に周知していく考えです。

また、各課に配当した予算で対応できるよう、引き続き予算の確保に努めていく考えです。

9 このたび、給与制度の全体的な見直し案として要請しました、

①主任級以下の職員に対する役職加算廃止

②新規採用職員にかかる初年度の定期昇給見直し

③4級の特定号給を超える昇給時の4号給追加の廃止

④私療養休暇から復職した際の昇給復元措置廃止

の4項目につきましては、本年度中を目途に、引き続き、十分な労使協議を行う考えです。